

広島県告示第百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、県営舟入住宅、県営吉島住宅、県営吉島東住宅、県営基町住宅、県営長寿園北高層住宅、県営新山住宅、県営牛田住宅、県営牛田高層住宅、県営平林住宅、県営宇品住宅、県営鯉港住宅、県営比治山住宅、県営東観音住宅、県営西観音住宅、県営福島住宅、県営長寿園南高層住宅、県営小河内住宅、県営福島北住宅及び県営福島西住宅並びに県営舟入住宅駐車場、県営吉島住宅駐車場、県営吉島東住宅駐車場、県営基町住宅駐車場、県営長寿園北高層住宅駐車場、県営牛田高層住宅駐車場、県営平林住宅駐車場、県営宇品住宅駐車場、県営鯉港住宅駐車場、県営比治山住宅駐車場、県営東観音住宅駐車場、県営西観音住宅駐車場、県営小河内住宅駐車場、県営福島北住宅駐車場及び県営福島西住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市西区己斐本町二丁目一九番三号	平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月三十一日)	